

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人

消費生活ネットワーク新潟とは？

どんな活動をしているの？

「消費生活ネットワーク新潟」は、事業者による不当な勧誘行為、不利益をもたらす契約条項の使用、不適切な表示・広告に対し、それらをやめるよう申入れを行い、被害の拡大や将来の被害の発生を防ぐ活動をしています。

このような公益的活動を通し、消費者志向経営を進める健全な事業者とともに、公正な消費市場の形成を促します。

活動の内容

- ① 消費者被害の情報収集及び情報提供
- ② 事業者に対する不当行為の申入れ・差止請求
- ③ 消費者被害防止のための啓発活動
(学習会、講演会等の開催)

検討委員会

弁護士・研究者・消費生活相談員など約20人が専門家の立場で消費者から寄せられた情報を検討しています。

活動委員会

消費者協会・生協・NACS（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）など構成団体の市民約15人が、「これっておかしい？」と、消費者目線で活動し、消費者の誤解を招きかねない広告等について事業者に問合せや要望をおこなっています。

加入のお願い

消費生活ネットワーク新潟の活動は
会員皆様の会費と寄付で運営されています。
趣旨にご賛同いただき、ご支援とご協力をお願いいたします。

会員の種類	年会費	役割
個人正会員	1口…… 2,000円	積極的に関与し 活動を推進する
団体正会員	1口……10,000円	
個人賛助会員	1口…… 1,000円	目的に賛同し 活動を支援する
団体賛助会員	1口…… 5,000円	

活動報告

- 会員や寄付をいただいた皆様には、団体の活動報告、学習会の案内等をお知らせします。
- ニュースレターをお送りしています。

寄付のお願い

活動を支援するために、ご寄付をお願いします。
会費や寄付金の払込先

特定非営利活動法人 **消費生活ネットワーク新潟**
振替口座 **00550-3-52165**

※通信欄に「会員会費」や「寄付金」「ご住所・お名前・電話番号」をご記入ください。
※振込手数料はご負担ください。

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人

消費生活ネットワーク新潟 ご案内

あなたの声で
不当な事業活動を
やめさせよう！



売り手良し、
買い手良し、
世間良しね！

私達と一緒に
公正な社会の実現を
目指しましょう！



お問い合わせ・情報提供は・・・

TEL 025-384-4021
FAX 025-384-4022

住所 〒950-0965新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階
E-mail ssnetwk@axel.ocn.ne.jp
URL <http://www.network-niigata.org>

🔍 ネットワーク新潟

情報提供のお願い

悪質・不当と思われる事業者の情報を、消費生活ネットワーク新潟に連絡又はお知らせしてください。

- ・ 消費者に不利な契約条項
- ・ 高額なキャンセル料
- ・ 事実と違う勧誘や広告など

これまでに改善を求めた事例は？

アパートの引越後の請求

大家さんから、家具の設置跡があると、床の全面張替を請求された。大家さんだけ得では？



効果絶大のサプリメント

胃のバイパス手術と同じ効果。食べたいものをガマンせず痩せられる！この広告ほんと？



スポーツジムの規約

ジムの整備不良の器具でケガをしたのに、「一切責任を負わない」という利用規約で補償がないのはおかしい！



申入れ 差止請求はどのようにするの？

